

別紙様式

意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 さま

郵便番号 920-0993

住所 (ふりがな) 石川県金沢市下本多町五番丁26番地

氏名(注1) (ふりがな) 北陸通信ネットワーク株式会社

取締役社長 河合 成海

連絡先 (ふりがな) 経営企画部経営企画グループ

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること

1. はじめに

この度は、平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関しまして、弊社意見を申し上げる機会を頂戴し、誠にありがとうございます。

現在、弊社は地域アクセス系事業者として、自らリスクを取って通信回線のインフラに投資し、北陸地域での産官学のお客さまの需要に対し、NTT 西日本殿との厳しい競争環境の中で事業運営を行っております。

さて、今回の接続約款の変更案は、昨年 12 月に提示された「光の道」構想に関する基本方針」の中で、「加入光ファイバ接続料について、その低廉化に向け、総務省及び NTT において、平成 23 年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を早急に開始し、年度内を目途に成案を得る」との結果を受けたものと認識しております。

また、その背景にある、現在のブロードバンド整備率 90%を超える中での利用率が 30% 強であること及び NTT 東西殿のシェアが依然上昇傾向にある状況から、設備競争への影響等への一定の配慮を行いつつ、アクセス網のオープン化を更に進展させると共に接続料の低廉化も図ることが重要との考え方も理解致します。

一方、今回の申請概要の中で、分岐単位接続料設定の有無について言及されておりますので、接続料算定方法のあり方と共に、弊社意見をご提示させていただきます。

2. 分岐単位接続料設定の有無について

分岐回線単位の接続料を設定するには、大きく分けて①OSU を専用する案と②OSU を共用する案がいままでに提案されていますが、①案では、未利用芯線が多く発生し原価が高騰することにより、合理的な接続料設定が難しいと考えます。

一方、②案では、OSU を共用する事業者間においてサービスが画一的なものとなり、多種多様な品質の提供や、新サービス開発が大きく阻害される要因となります。中長期的にみれば、日本の通信技術の発展のスピードも遅くなり、ガラパゴス化につながりかねません。また、利用者側にとっても、光アクセス網サービスの選択肢が限定されることにより、ICT 利活用の向上が阻害されることになりかねません。

また、分岐単位接続料設定により、接続料が経済合理的な水準より低く設定された場合、北陸地域において自ら光アクセス網を構築して事業展開してきた弊社には、非常に影響が大きく、今後の事業運営が困難となり、撤退に追い込まれることも考えられます。このような事態になりますと、北陸地域での設備競争が進展しなくなり、光ファイバ設備の寡占化が進行し、更なる接続料及び利用料金の低廉化が期待できなくなります。これも、利用者の利便性を大きく損なう結果となります。

先ずは、設備競争とサービス競争を適正なバランスのもとで継続・促進させることとし、それが北陸地域の活性化に繋がるものと考えます。

3. 乖離額調整制度について

乖離額調整制度は、NTT 東西殿と接続事業者双方にとって、将来原価方式で算定した接続料が実績と乖離した場合に補償するものであるため、導入することに対して支持致します。

また、将来原価方式は算定期間中の費用と需要を予測するものですが、需要予測の精度により多額の乖離額が生じるケースが発生することがあります。これでは、接続事業者にとって、事後的な追加負担を求められることとなり、それが経営上の不安定要因となることも考えられますので、算定期間を単年度に短縮するなどして需要予測の精度を上げ、乖離額調整も翌年度に速やかに実施することを希望致します。

以上